

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

函館市立湯川中学校 令和5年(2023年)年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。ご理解願います。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

たとえば、次のケースはいじめにあたるでしょうか？

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。



友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ等対策組織(いじめ等対策委員会)で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」「陰口・悪口」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうか判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて丁寧に対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織(いじめ等対策委員会)により行います。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

湯川中学校
いじめ防止基本方
針(概要)全文は学校
HP を御覧下さい。

ア 校内組織の設置・外部機関との連携

・いじめ等対策委員会の設置、運用 ・外部関係機関との連携、情報共有

イ いじめの未然防止(望ましい人間関係の構築)

・道徳教育や体験活動の充実 ・生徒主体のいじめ防止に向けた活動

ウ いじめの早期発見・早期解決

・日常的観察、紙面やクロームブックでの交流 ・細やかなアンケートの実施
・教育相談活動(定期・チャンス他)の充実

湯川中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ等対策組織(いじめ等対策委員会)

・いじめに対する認識に関すること
・いじめの未然防止に関すること
・いじめの早期発見に関すること(法に基づく積極的認知等)
・いじめ事案への対応(重大事案を含む)に関すること など

本校の
いじめ防止
プログラム活動例

・未然防止(いじめを生まないために)としての年間を通じて心理的安全性や支持的風土のある学級や学年集団づくりに努めます。
・生徒会主催の「いじめ撲滅集会」等により、異学年交流やいじめ未然防止に向けた取組を、年間を通じて生徒が主体的に行われるように努めます。
・日常的な観察や会話を重視しつつ、細やかなアンケートの結果分析に基づく教育相談を年間2回以上行い、生徒が抱えている課題の早期発見・早期解決に努めます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。
下記連絡先にて承ります。

連絡先0138-59-2008(学校代表電話)

函館市教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
函館市こころの相談員相談電話(電話)	57-3009	毎週 月曜日～金曜日 (祝日をのぞく)8: 45～17:30
	57-6644	
函館市南北海道教育センター(電話)	57-8251	

右の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

函館市子ども未来部次世代育成課内
子どもなんでも相談110番 (電話)32-3192

